

長崎県環境保健研究センター運営方針

令和3年3月26日策定

1. 役割

(1) 地方環境研究所及び地方衛生研究所としての位置付け

地域における環境・保健衛生に関する公的な科学的・技術的中核機関として、試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う。

(2) 長崎県の地方機関としての役割

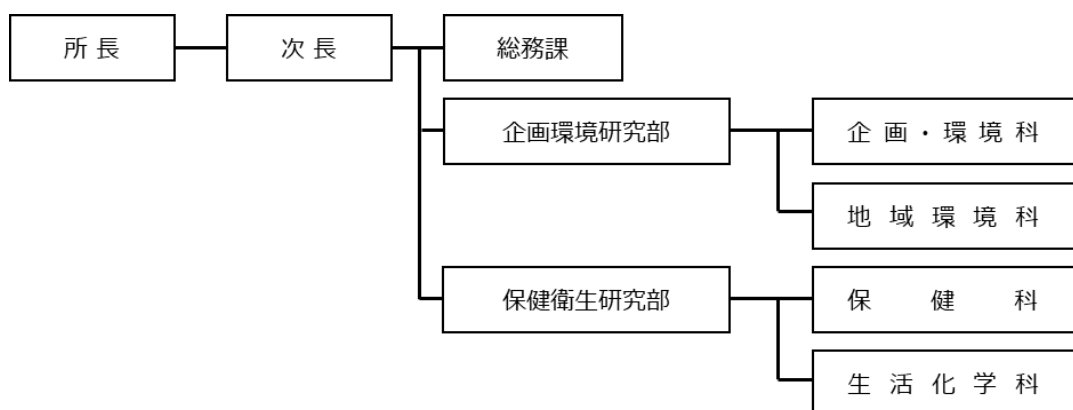
長崎県における地域社会ニーズを把握して調査研究を行い、その成果を適切に行政施策へ反映させるよう関係部局へ提言又は情報提供を行う。

2. 基本目標

長崎県環境保健研究センター（以下、「センター」という。）は、「県民の生活環境の保全及び生命の安全の確保」に寄与するために、地域における環境と保健衛生に関する試験検査、調査研究等（以下、「調査研究等」という。）を行う。

3. 組織図

上記の目標を達成するために、下記の組織とする。



4. 運営方針

これを策定の日から当分の間、センターが行う調査研究等の業務に関する基本的な方針として以下のとおり定める。

(1) 健康危機管理体制の確保

県民の生活に直結する健康危機管理は、センターの主要な業務であり、緊急事態に迅速かつ的確に対応し、被害の拡大防止を図る体制の整備や関係機関との連携が必要である。このことから、平常時から健康危機発生時に対応した検査技術、分析及び調査手法を習熟するための人材育成や設備の充実に努める。

(2) 行政課題の解決や成果の公表

調査研究等及び環境・保健情報の収集・解析から得られる成果を積極的に公表し、科学的側面から行政課題の解決や施策立案への提案を行う。また、環境負荷の低減や感染症予防など予防対策技術、モニタリング手法や解析手法に関する研究開発的な業務の推進に努め、調査研究等で得られた成果・知見を公表する。

(3) 研究員の資質向上

本県の環境や保健に関する諸問題や行政の要望を的確かつ迅速に把握し、実効性のある研究を推進するために、積極的に他の試験研究機関・大学との連携や外部資金の獲得に挑戦する等、専門性と効率性の高い調査研究等を行う職員を育成する。

(4) 運営の効率化

複雑多様化した社会情勢の中、効率的、効果的な研究成果を示すため、時代に合わせて研究テーマを適切に選択し、又は研究を継続発展させることで、研究内容を重点化し、持続的な研究機関としての体制を確保する。具体的な重点項目については、別に定める。また、センターの運営にあたっては、他の試験研究機関や大学との共同研究に努め、外部資金の活用を推進する等、効率的な運営を図る。

(5) 試験検査の信頼性確保

環境分野及び保健衛生分野それぞれの試験検査において、国内及び国際的規範を遵守もしくは準じ、検査従事者・責任者の教育訓練、検体採取・搬入、分析操作、データ解析及びその取扱い等一連の試験検査業務の信頼性確保の体制整備及びその維持に努める。

(6) 第三者評価による研究事業の推進

別に定める単年度の数値目標に向かって、研究員が業務を遂行する。経常研究等は、内部と外部からの評価を受け、必要性・効率性・有効性の高い研究に取り組む。また、センター研究推進・評価委員会で、研究テーマの企画立案、実行計画の作成、研究の進行管理、評価及び外部資金の可能性検討等の業務を成果主義に立脚して、適切かつ効果的に推進するため、委員と個々の研究員が連携し、協議・検討する。更に、必要に応じて、倫理審査委員会及び利益相反委員会で審査を受ける。

5. 具体的な取り組み

【環境分野】

地球温暖化に関して、長崎県においても、年平均気温が上昇しており、環境保健分野では、自然生態系、健康影響などの分野で、より地域の実情に応じた対応が望まれている。日本では、温室効果ガスの排出を抑制する対策（緩和策）に取り組んでいるが、最も厳しい温暖化対策を取ったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予想されている。このようなことから、緩和策を講じても回避できない気候変動影響を予防・軽減するための対策（適応策）の必要性が世界的に強調されている。本県においても、地域気候変動適応センターを設置していく等、これらの取組を推進している。

また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）による健康影響、生物多様性の保全、閉鎖性水域の水質保全等、越境影響及び地域的な課題が依然として顕在しており、その対策が求められている。

これらの課題に対して、環境変化の把握・解析、課題解決に向けた試験検査等を進めることで、環境の保全に取り組む。

更に、環境における原子力施設等に起因する放射性物質又は放射線による周辺住民等が受ける影響を確認し、その結果を周辺住民等に提供するための平常時モニタリングと緊急時対応の体制整備に取り組む。

（1）試験検査

- ① 放射能に関する検査
- ② 酸性雨に関する検査
- ③ PM_{2.5}に関する検査
- ④ 地下水に関する検査

（2）調査研究

- ① 安全・安心で快適な環境づくりに関する調査研究
 - ・地球温暖化緩和に関する調査研究
 - ・気候変動適応に関する調査研究
 - ・大気汚染物質に関する調査研究
 - ・放射能業務に関連する調査研究
 - ・廃棄物に関する調査研究
- ② 豊かな環境づくりに関する調査研究
 - ・閉鎖性水域の環境保全に関する調査研究
 - ・生物を利用した水及び環境改善に関する調査研究

【保健衛生分野】

新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱、デング熱及び結核といった世界規模で流行する新興・再興感染症問題に加えて、食品中の農薬混入、自然毒による食中毒や危険ドラッグによる事件、健康食品等中の無承認無許可医薬品の含有等も続発しているように、健康危機事例については今後ますます多様化、複雑化することが想定される。

県民の生命及び健康の保護の観点から、試験検査の信頼性を確保するための精度管理体制の構築及びそれに基づく試験検査の実施、並びに感染源等の迅速診断、健康被害原因物質の精密分析、及び食品の品質評価等に関する調査研究の推進により、健康被害の未然防止や発生時の被害拡大防止に取り組む。

試験検査においては、病原体等の検査では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」等の関連法令中の規定、また、食品規格検査では、「食品 GLP（優良試験所規範）」、医薬品の適合性検査では、「PIC/S（医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム）」に従い実施し、検査の質の向上に努める。

（１）試験検査

- ① 細菌、ウイルス、寄生虫等の検査
- ② 感染症発生動向調査事業に係る検査
- ③ 食品等の規格基準（添加物、金属等）、残留農薬検査
- ④ 食品中のアレルギー物質、動物用医薬品の検査
- ⑤ 食中毒（細菌、ウイルス、寄生虫、化学物質等）の検査
- ⑥ カネミ油症に係る血中PCB検査
- ⑦ 医薬品の適合性検査
- ⑧ 家庭用品（衣類等）の規格検査
- ⑨ 無承認無許可医薬品等買上検査（健康食品等）

（２）調査研究

- ① 感染症の究明・拡大防止に関する調査研究
 - ・感染源及び病原性の解明等に関する調査研究
 - ・高感度迅速診断法及び予防に関する調査研究
- ② 食品及び医薬品等の安全性と信頼性の確保に関する調査研究
 - ・迅速分析法に関する調査研究
 - ・原因究明に関する調査研究
 - ・品質評価法に関する調査研究

【共通的取り組み】

(1) 成果の公表

各分野において取り組んだ調査研究等で得られた成果について、学会、成果発表会、論文及び所報等により公表する。

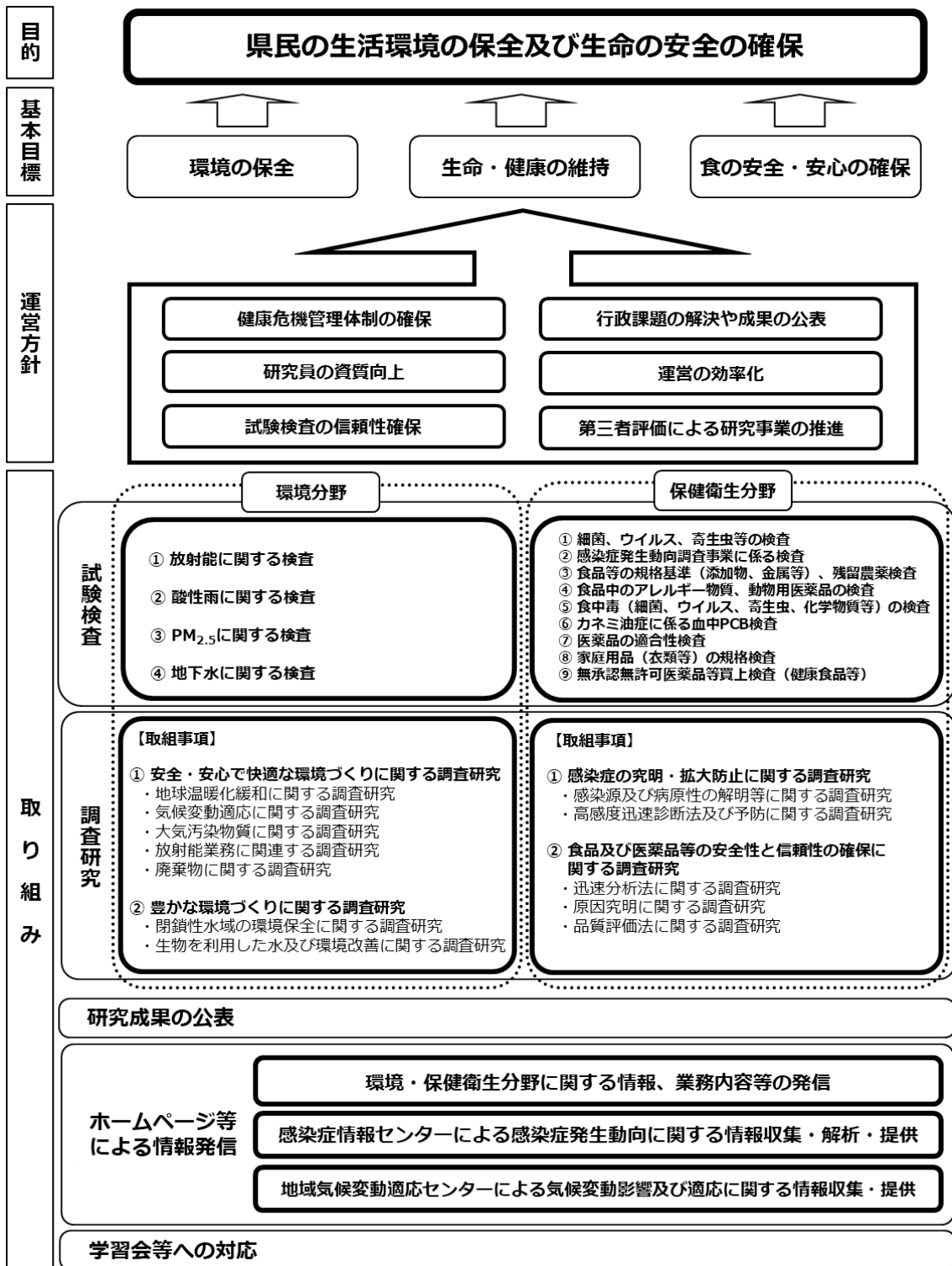
(2) ホームページ等による情報発信

- ① 環境・保健衛生関係情報、成果発表会の内容、所報及びセンター業務内容等の情報を発信する。
- ② 感染症情報センターで、医療機関及び保健所の協力のもとに、本県における感染症発生動向に関する情報を収集、解析、提供する。
- ③ 地域気候変動適応センターで、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集及び提供する。

(3) 学習会等への対応

センター施設利用による学習会等や講師派遣依頼に対応し、学校や団体等を対象に科学実験や講演等を行い、科学や環境・保健衛生に関する意識啓発を図る。

附則 この運営方針は、令和3年4月1日から、これを施行する。



運営方針構成図